



株式会社ゲオホールディングス

証券コード：2681

第30期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2018年6月27日（水曜日）午後2時
（受付開始 午後1時）

場所 愛知県名古屋市中区金山一丁目5番1号
日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール

昨年と開催場所を変更しております。
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、
お間違えのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 ストック・オプションとして
新株予約権を発行する件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<http://p.sokai.jp/2681/>



ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

ゲオグループの第30期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）定時株主総会招集ご通知をご覧くださいにあたりましてご挨拶申し上げます。

当期はゲーム市場においてコンシューマー向けのゲームが活況となり、また、リユース市場においても個人間売買やネット販売の活性化等で、リユース品を手にとってもらえる機会も増え、当社グループにとって順風となる要素が多くあった期となりました。

そのような環境のなかで、全国約1,800店舗網を軸に、より数多くのお客様にご利用していただいた結果、売上高が過去最高の299,262百万円、営業利益14,668百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は6,614百万円となりました。

多様化する消費ニーズや新しい技術を使ったサービスの変化はあるものの、ゲオグループの経営指針にある「Change as Chance（変化の中にこそチャンスあり）」をグループ一人ひとりのDNAとして、これからもお客様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様の期待に応えられるサービスを提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長

遠藤 結蔵

目次

ごあいさつ	1	株主総会参考書類	
第30期定時株主総会招集ご通知	2	第1号議案 剰余金処分の件	31
議決権行使等についてのご案内	4	第2号議案 取締役6名選任の件	32
添付書類		第3号議案	
事業報告	5	ストック・オプションとして	
連結計算書類	23	新株予約権を発行する件	36
計算書類	25		
監査報告	27		

証券コード 2681
2018年6月11日

株 主 各 位

名古屋市中区富士見町8番8号
株式会社 **ゲオホールディングス**
代表取締役社長 遠 藤 結 蔵

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットの電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年6月26日(火曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月27日(水曜日)午後2時
(受付開始時刻は、午後1時を予定しております。)
2. 場 所 愛知県名古屋市中区金山一丁目5番1号
日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第30期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)計算書類報告の件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.geonet.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ②計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

したがって、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.geonet.co.jp/>

議決権行使等についてのご案内

議決権は以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2018年6月27日（水曜日）午後2時（受付開始：午後1時）

場所 日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2018年6月26日（火曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使サイト
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



行使期限

2018年6月26日（火曜日）午後6時まで

- ① 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。
- ④ インターネットによる議決権行使は、2018年6月26日（火曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
- ⑤ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<http://p.sokai.jp/2681/>



(添付書類)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

業績の概況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境を概観いたしますと、ゲーム市場においてハード・ソフトともにヒット作品が続き、市場規模は11年ぶりに前年増と推測され、コンシューマー向けゲーム機器の活性化により恩恵を受けたものの、動画配信の市場拡大、スマートフォン等によるお客様の時間消費選択肢の多様化、余暇時間の過ごし方等のライフスタイルの変化への対応が求められています。

また、リユース市場においても店頭販売における成長率は鈍化してきているものの、個人間売買やネット販売の活性化等で、今後も継続的に市場が拡大することにより、「リユース」の認知度は益々高まり、着実な成長が見込まれております。

加えて、継続的に注力している中古通信機器市場においても、1次市場においてスマートフォンやタブレットの普及、インターネット環境のモバイル化が進むにつれて2次市場も拡大し、今後も成長が期待される一方で中古端末が売られていることに対する認知度の低さや売却・下取りサービスに対する認知度の低さが課題であると認識しております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を企業理念とし、環境の変化に合わせた取り組みを試しながら、販売網及びシェアの拡大に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、レンタル商材の売上が依然として軟調であった一方、任天堂スイッチを始めとするゲーム関連の発売等で新品商材の売上が大きく寄与したことにより、299,262百万円（前年同期比11.6%増）となり、利益におきましてはメディアショップにおける販管費の適正化等により、営業利益は14,668百万円（前年同期比69.3%増）、経常利益は15,248百万円（前年同期比68.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は店舗関連等の減損損失2,122百万円の特別損失が発生したことにより、6,614百万円（前年同期比56.6%増）となりました。

当連結会計年度末における当社グループの店舗数の状況は以下のとおりとなりました。

() 内は、前連結会計年度末からの増減数であります。

	直営店	代理店	F C店	合計
店 舗 数	1,611 (+32)	108 (+7)	124 (△1)	1,843 (+38)
メディア系店舗	1,054 (△8)	108 (+7)	75 (△1)	1,237 (△2)
ゲオモバイル (単独店舗)	17 (+1)			17 (+1)
リユース系店舗	535 (+29)		49 (0)	584 (+29)
ウェアハウス	10 (△1)			10 (△1)
その他	12 (+12)			12 (+12)

- (注) 1. 屋号毎の店舗数をカウントしています。
 2. メディア系店舗はDVDレンタルや家庭用ゲームの買取販売等を行う店舗をカウントしています。
 3. ゲオモバイルはメディア系店舗に併設されていないモバイルショップを指します。なお、店舗数はメディア系店舗の内数として記載しております。
 4. リユース系店舗は衣料品や服飾雑貨等の買取販売を行う店舗をカウントしています。

また、主要部門の売上高は以下のとおりとなりました。

名 称		当連結会計年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日)	前年同期比
レンタル		66,644百万円	93.5%
リユース品	メディア系	54,340百万円	109.6%
	リユース系	45,075百万円	113.8%
新品		101,186百万円	124.3%

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度の設備投資の主な内容は、有形固定資産11,555百万円（レンタル用資産を含む）、敷金及び保証金93百万円の投資を行いました。
- ③ 資金調達の状況
当社グループは、取引金融機関より長期運転資金として5,000百万円を調達しております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、平成29年6月1日を効力発生日として株式会社チェルシーの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2015年3月期)	第 28 期 (2016年3月期)	第 29 期 (2017年3月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
売 上 高(百万円)	270,308	267,910	268,079	299,262
経 常 利 益(百万円)	10,030	17,824	9,040	15,248
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	7,337	10,563	4,223	6,614
1株当たり当期純利益 (円)	137.99	205.78	87.47	137.96
純 資 産(百万円)	63,214	64,961	67,711	72,191
1株当たり純資産額 (円)	1,204.85	1,344.16	1,399.06	1,502.96
総 資 産(百万円)	127,612	130,207	130,768	137,335

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ゲ オ	30百万円	100.0%	DVD・CD・ゲーム・書籍・通信機器・衣類・服飾雑貨・電化製品等のレンタル、リサイクル、販売、アミューズメント施設運営
株式会社ゲオネットワークス	60百万円	100.0%	コンテンツ運営・保守事業
株式会社グラモラックス	10百万円	100.0%	オーディオソフトのレンタル並びに卸販売代行
株 式 会 社 チ ェ ル シ ー	100百万円	100.0%	カバンその他品目の輸入及び販売並びに代行、製造等
株 式 会 社 エ イ シ ス	30百万円	100.0%	インターネットショップの運営、各種情報処理業務

- (注) 1. 非連結子会社であった株式会社グラモラックスにつきましては、重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2. 当連結会計年度において、株式会社チェルシーを取得したことから、上記の重要な子会社5社を含め、連結子会社は合計13社となりました。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ティー・アンド・ジー	100百万円	44.4%	DVD・CD・ゲーム・書籍等のレンタル、リサイクル、販売のフランチャイズ事業

(4) 会社の対処すべき課題と中長期的な会社の経営戦略

当社グループを取り巻く環境はビジネススキームやITを活用したサービス展開等の変化が激しく、ノウハウ・資産を最大限に活かした顧客提案が課題と位置付けております。

メディアショップが主に扱う商材のパッケージレンタル市場は縮小傾向であり、寡占状態において占有率を高めることで、規模を維持しながら顧客ニーズに即した商品展開を継続して取り組んでまいります。

また、新品商材の主となるゲーム市場においては、新機種の発売や人気タイトルが牽引し、市場規模は11年ぶりに前年増と予想されており、オリジナル特典や付属商品の提案等、付加価値の提供や店舗を利用した場の提供を行っていくことで掘り下げたサービス展開が可能であると認識しております。

リユース市場においては、個人間売買やネット販売の活性化等で、「リユース」の認知度は益々高まることで着実な成長が見込まれており、様々な角度からの競争が激化しているものの、継続的に出店をすることで、全国規模で同じサービス提案ができる環境を築きます。

書籍の電子化や動画配信サービスの広がり、スマートフォンやタブレットの普及等、ライフスタイルや時間消費の変化が今後も予想されますが、実店舗を中心に顧客ニーズを図り、利便性の追求を進めてまいります。さらに、店舗に限らず、自社運営のインターネットサイトやアプリを通じて、店舗とは異なる商品検索や商品紹介といったサービスを模索することで、グループ全体の資産価値を高めるものと捉え、これらの課題意識のもとに、以下の項目について取り組んでまいります。

①事業ポートフォリオの転換

リユース市場の活性化が今後も予想される中、店舗網の構築や買取サービスの拡充などお客様の利便性を追求するべく、リユースへ経営資源の配分ウェイトを高めていくことで、さらなる規模の拡大とサービス提供を図ってまいります。

②メディアショップの集客力を活用した新規事業・商材の開拓とメディア事業の収益最大化の確保

直営を中心に全国に1,000店舗以上を有するメディアショップの集客力を事業展開の核として、顧客志向からの新規事業・商材を開拓していくとともに、実店舗ならではの価値を再考し、実店舗だからこそ体験できる価値の提供を行うことで店舗の魅力向上を図ってまいります。併せて、注力しておりますモバイル商材のさらなる拡大を図るとともにサービスの充実に取り組んでまいります。

③快適でシームレスなリテイリングサービスの実現

お客様が求める様々な接点をシームレスにし、手軽に買い物ができる環境を整備してまいります。実店舗とインターネット環境での商品検索・提案を行い、消費行動を促すことで、様々なサービスを提供する取り組みを進めてまいります。

また、公式アプリをはじめ、当社インターネットサイトの充実、商品配送と受取手段の選択や決済方法の多様化に至るまで、便利に買い物ができる環境づくりを模索してまいります。

④事業多角化による成長機会の創出

新たな柱となる事業領域を、既存ビジネスの延長上は勿論、M&A手法の活用等により積極的に模索し獲得してまいります。

⑤人材の獲得と教育投資

各項目で述べてきた戦略を実現するため、適切なコスト負担による人材獲得と教育投資による人材の活用を引き続き推進してまいります。

また、企業の持続的な成長・発展を実現するためには、従業員一人ひとりの個性や価値観を尊重し、その個性や能力を最大限に発揮することが必要となることから、多様な働き手を支援する環境を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

事業	内容
メディア・リユースショップ運営	DVD・CD・ゲーム・書籍・携帯電話・衣類・服飾雑貨・電化製品等のレンタル、リサイクル、販売
アミューズメント施設運営	ゲーム施設等の娯楽遊戯施設の運営
その他の	卸売業等

(6) 主要な営業所及び工場 (2018年3月31日現在)

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市中区
東京事務所	東京都豊島区
岩倉事務所	愛知県岩倉市

(7) 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減(名)
メディア・リユースショップ運営部門	3,746 (9,546)	+115 (△754)
アミューズメント施設運営部門	42 (115)	△4 (△7)
その他	178 (91)	+131 (+77)
グループ経営企画・管理部門	256 (17)	△5 (△7)
合計	4,222 (9,769)	+237 (△691)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
256 (17)	△5 (△7)	41.01	11.29

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員 (1日8時間換算) を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,250百万円
株式会社三井住友銀行	2,875
株式会社福岡銀行	2,262
株式会社十六銀行	1,862
農林中央金庫	1,412
株式会社愛知銀行	1,327
株式会社新生銀行	1,109

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2018年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 200,000,000株

② 発行済株式の総数 48,349,700株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は58,500株増加しております。

③ 株主数 58,985名

④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社城蔵屋	9,485,800株	19.80%
株式会社藤田商店	3,960,000株	8.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,947,500株	4.06%
常興薬品株式会社	1,782,900株	3.72%
チェースマンハッタンバンク ジーティーエスクライアント アカウント エスクロウ	1,131,215株	2.36%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	955,900株	1.99%
遠藤素子	948,200株	1.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	887,800株	1.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	687,500株	1.43%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理 サービス信託銀行株式会社	671,200株	1.40%

(注) 持株比率は自己株式(450,000株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 2009年8月4日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

700個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的である株式の数

普通株式 70,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 67,881円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 1円

・新株予約権を行使することができる期間

2009年8月21日から2039年8月20日まで

・新株予約権の行使の条件

当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	700個	70,000株	1名
社外取締役	一個	一株	一名
監査役	一個	一株	一名

(注) 2013年10月1日付で行った、1株を100株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

ロ. 2016年8月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
210個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
普通株式 21,000株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 145,200円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2018年8月30日から2022年8月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - i. 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ii. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - iii. その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	150個	15,000株	4名
社外取締役	60個	6,000株	2名
監査役	一個	一株	一名

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
2017年8月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
5,625個(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的である株式の数
普通株式 562,500株
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 152,100円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2019年8月30日から2023年8月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - i. 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
 - ii. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - iii. その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ・当社使用人等の交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	865個	86,500株	37名
子会社の役員及び使用人	4,760個	476,000株	357名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2018年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠藤 結蔵	執行役員
専務取締役	吉川 恭史	執行役員
取締役	今井 則幸	株式会社ゲオ代表取締役社長
取締役	久保 幸司	執行役員
取締役	荻野 恒久	荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役
取締役	安田 加奈	安田会計事務所 シンポ株式会社社外監査役 スギホールディングス株式会社社外監査役
常勤監査役	笹野 和雄	
監査役	春馬 葉子	春馬・野口法律事務所(弁護士登録名 野口葉子) ジャパンマテリアル株式会社社外監査役 株式会社壱番屋社外取締役 株式会社ナ・デックス社外取締役
監査役	小宮山 太	株式会社みなとトラスト取締役 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所
監査役	服部 真也	セントラル法律事務所

- (注) 1. 取締役荻野恒久氏及び安田加奈氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役春馬葉子氏及び服部真也氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役荻野恒久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役安田加奈氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役笹野和雄氏は、金融機関における長年の経験及び1997年6月から2008年6月まで当社取締役財務部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役春馬葉子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 監査役小宮山太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 8. 監査役服部真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 9. 当社は、取締役荻野恒久氏、取締役安田加奈氏、監査役春馬葉子氏及び監査役服部真也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 事業年度中に退任した監査役
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	149百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2)	23百万円 (8)
合 計 (うち社外役員)	10名 (4)	173百万円 (21)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第19期定時株主総会において年額280百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記取締役の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額6名1百万円（うち社外取締役2名0百万円）が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との兼職状況（業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役荻野恒久氏は、有限会社コンサルティングボックスの代表取締役であります。当社は有限会社コンサルティングボックスとの間に特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等との兼職状況（社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役安田加奈氏は、シンポ株式会社の社外監査役であります。当社はシンポ株式会社との間に特別な関係はありません。同氏はスギホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社はスギホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。
 - ・監査役春馬葉子氏は、ジャパンマテリアル株式会社の社外監査役であります。当社はジャパンマテリアル株式会社との間に特別な関係はありません。同氏は株式会社壱番屋の社外取締役であります。当社は株式会社壱番屋との間に特別な関係はありません。同氏は株式会社ナ・デックスの社外取締役であります。当社は株式会社ナ・デックスとの間に特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

		主 な 活 動 状 況
取締役	荻野 恒久	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役	安田 加奈	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	春馬 葉子	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	服部 真也	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、監査役会13回すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 当社及び子会社株式会社ゲオにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、国際財務報告基準(IFRS)と日本会計基準の差異及び適用による影響の調査に関する助言・指導料を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス部門担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。
- 2) コンプライアンスの状況については、監査部門に内部監査をさせ、取締役・監査役に報告せしめる。

- 3) コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、当社及び当社子会社従業員が直接、担当窓口に通報するように内部通報制度規程に定め、周知を図る。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。
 - 2) 危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。
- ③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会を毎月1回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。
 - 2) 取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。
 - 3) 中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。
- ④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 子会社の統括管理を経営企画部門が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。
 - 2) 子会社（非連結子会社を除く）の取締役・監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。
 - 3) 子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。
 - 4) 当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営企画部門より月1回、子会社（非連結子会社を除く）に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により当社取締役会に報告等を行い、当社においても審議を行う。
 - 5) 子会社において重要なリスク事象が顕在化した場合は、リスク管理規程に基づき対策本部を設置するなどの対応を行い、各社のリスク管理対応組織はその対応状況について、当社リスク管理委員長に報告する。
 - 6) 海外子会社についても、当該国の法令規則並びに商習慣等の遵守を優先させつつ、可能な範囲で本方針に準じた体制の整備に努める。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 監査役から求められた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。当該人員の異動・人事評価については、監査役会の意見を尊重する。
 - 2) 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示のみに服する。

- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 1) 当社及び当社子会社取締役は、当社に重大な影響を与える事項及び監査役会が報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要な都度、当社及び当社子会社取締役・従業員に対し、報告を求める。
 - 2) 当社及び当社子会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役と監査役との定期的な意見交換会の開催、また監査部門との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。
 - 2) 会計監査人と監査役との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
法令等に関するeラーニング研修等を役職員に対して実施するとともにコンプライアンスハンドブックの改定検討を行い各部署へ配布・回覧を行いました。また、コンプライアンスの状況について監査部門による内部監査結果の報告会を社長に対しては10回、監査役に対しては10回開催しました。

内部通報制度規程を定め、内部通報制度についてコンプライアンスガイドブック・社内報・ポスター提示等で周知し、内部通報内容の概要が取締役及びリスク管理委員に報告されております。

- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、通常時にはリスクを把握・評価するための検討会を年2回開催し、緊急時に迅速に対策を決定する体制を構築しております。
- ③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会決議・組織権限規程により取締役の担当業務と職務権限を明確にしており、また取締役会は12回開催し、法令及び定款等に定められた事項や重要事項等について法令及び定款等への適合性並びに業務の適正性の観点から審議を行い、意見交換を経て決議されております。
- ④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営企画部門より月1回、子会社(非連結子会社を除く)に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認し、特に重要性の高い事項については当社基準による当社取締役会への報告を行い、当社においても審議を行っております。また、子会社に役職員を派遣し、子会社の業務実情把握を行っております。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会と協議の上、法務部門より兼務監査役補助者を選任し、監査役の補助業務を行っております。
- ⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査部門による監査報告書の社長及び監査役への提出を義務付けた内部監査規程を定め、監査部門からの監査役報告を年10回実施し、また監査役から取締役、使用人へのヒアリング要請に対応する体制をとっております。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役会のほかに代表取締役と監査役との意見交換会を開催し、監査部門から監査役への報告会を2回開催しました。また、監査役と会計監査人との会合を4回開催し、意見交換を行いました。

連結貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	86,385	流 動 負 債	35,618
現金及び預金	42,667	買掛金	12,316
受取手形及び売掛金	5,562	1年内返済予定の長期借入金	5,539
商 品	30,007	1年内償還予定の社債	56
繰延税金資産	1,819	未払法人税等	4,634
その他	6,384	賞与引当金	2,085
貸倒引当金	△55	その他	10,985
固 定 資 産	50,950	固 定 負 債	29,526
有 形 固 定 資 産	28,396	長期借入金	19,897
レンタル用資産	4,186	リース債務	1,411
建物及び構築物	12,407	繰延税金負債	19
土 地	5,235	資産除去債務	6,201
その他	6,566	その他	1,995
無 形 固 定 資 産	1,443	負 債 合 計	65,144
投 資 そ の 他 の 資 産	21,110	(純 資 産 の 部)	
長期貸付金	2,261	株 主 資 本	71,738
敷金及び保証金	15,393	資 本 金	8,933
繰延税金資産	2,614	資 本 剰 余 金	3,345
その他	1,724	利 益 剰 余 金	59,984
貸倒引当金	△883	自 己 株 式	△525
		その他の包括利益累計額	253
		その他有価証券評価差額金	262
		繰延ヘッジ損益	△8
		新 株 予 約 権	200
		純 資 産 合 計	72,191
資 産 合 計	137,335	負 債 純 資 産 合 計	137,335

連結損益計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		299,262
売上原価		179,678
売上総利益		119,583
販売費及び一般管理費		104,915
営業利益		14,668
営業外収益		
受取利息及び配当金	46	
不動産賃貸料	1,234	
その他	861	2,142
営業外費用		
支払利息	176	
不動産賃貸費用	936	
貸倒引当金繰入額	263	
その他	185	1,562
経常利益		15,248
特別損失		
減損損失	2,122	
関係会社株式評価損	325	
のれん償却額	275	
その他	22	2,745
税金等調整前当期純利益		12,502
法人税、住民税及び事業税	5,644	
法人税等調整額	243	5,888
当期純利益		6,614
親会社株主に帰属する当期純利益		6,614

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,472	流動負債	7,887
現金及び預金	27,443	1年内返済予定の長期借入金	5,539
売掛金	330	リース債務	102
前払費用	2,132	未払金	600
繰延税金資産	221	未払費用	521
その他の当座預金	5,344	預り金	256
貸倒引当金	△0	前受収益	72
固定資産	40,479	賞与引当金	197
有形固定資産	5,942	その他の負債	597
建物	1,212	固定負債	34,062
工具、器具及び備品	972	長期借入金	19,897
土地	3,068	リース債務	1,411
その他	688	長期預り保証金	12,343
無形固定資産	792	その他	410
ソフトウェア	609	負債合計	41,949
その他	182	(純資産の部)	
投資その他の資産	33,745	株主資本	33,549
投資有価証券	694	資本金	8,933
関係会社株式	12,411	資本剰余金	2,541
長期貸付金	1,516	資本準備金	2,541
関係会社長期貸付金	5,122	利益剰余金	22,600
敷金及び保証金	13,073	利益準備金	53
繰延税金資産	196	その他利益剰余金	22,547
その他の当座預金	2,001	別途積立金	100
貸倒引当金	△1,271	繰越利益剰余金	22,447
		自己株式	△525
		評価・換算差額等	253
		その他有価証券評価差額金	262
		繰延ヘッジ損益	△8
		新株予約権	200
		純資産合計	34,003
資産合計	75,952	負債純資産合計	75,952

損益計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	8,096
営業費用	6,945
営業利益	1,150
営業外収益	
受取利息及び配当金	130
固定資産売却益	106
受取損害賠償金	172
修繕積立金返還	61
雑収入	127
	598
営業外費用	
支払利息	92
貸倒引当金繰入額	742
雑損失	31
	867
経常利益	881
特別損失	
関係会社株式評価損	730
その他の	5
	736
税引前当期純利益	144
法人税、住民税及び事業税	380
法人税等調整額	151
	531
当期純損失	386

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

株式会社 ゲオホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 河 嶋 聡 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 杉 浦 野 衣 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

株式会社 ゲオホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 河 嶋 聡 史 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉 浦 野 衣 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2017年4月1日から2018年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月18日

株式会社ゲオホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 笹 野 和 雄 ⑩

監 査 役 春 馬 葉 子 ⑩

(社 外 監 査 役)

監 査 役 小 宮 山 太 ⑩

監 査 役 服 部 真 也 ⑩

(社 外 監 査 役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第30期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は814,294,900円となります。
なお、これにより年間配当金は、1株につき中間配当17円を含め、合計34円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	えん とう ゆう ぞう 遠 藤 結 蔵 (1978年1月21日)	2000年11月 株式会社ゲオ（現当社）入社 2004年6月 当社取締役社長室副室長 2011年11月 当社代表取締役社長 2013年4月 当社代表取締役社長兼執行役員（現任）	540,000株
	取締役候補者とした理由 当社入社以来店長、エリアマネージャーなどの店舗運営の責任者から、当社の社長室、総務担当取締役、関連会社の代表取締役及び当社の代表取締役をつとめ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		
2 再任	よし かわ やす し 吉 川 恭 史 (1965年9月28日)	1988年4月 株式会社エー・ブイ・ステーション（現当社）入社 2000年6月 当社取締役商品本部長 2007年6月 当社代表取締役社長 2010年1月 当社取締役 2016年6月 当社専務取締役兼執行役員 2018年4月 当社専務取締役（現任） [重要な兼職の状況] 株式会社ゲオ代表取締役社長	57,000株
	取締役候補者とした理由 当社入社以来第1号店の店長から、購買・流通・店舗運営の責任者として、取締役、代表取締役を経験し、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	ふりがな (生年月日) いまのゆき 井則幸 (1968年11月17日)	1990年8月 株式会社ゲオミルダ(現当社)入社 2004年3月 株式会社ゲオグローバル(現当社)代表取締役社長 2005年4月 株式会社ゲオエブリ(現当社)代表取締役社長 2011年11月 当社執行役員 2011年11月 株式会社ゲオ取締役 2013年11月 同社常務取締役(現任) 2016年6月 当社取締役 2018年4月 当社常務取締役兼執行役員(現任)	300株
取締役候補者とした理由 当社入社以来メディアショップ運営部門、社長室、人事管理部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			
4 再任	くぼこうじ 久保幸司 (1971年11月20日)	1995年10月 株式会社フォー・ユー(現株式会社ゲオ)入社 2010年5月 株式会社セカンドストリート(現株式会社ゲオ)代表取締役社長 2012年1月 株式会社ゲオ取締役 2013年4月 当社執行役員 2013年11月 株式会社ゲオ常務取締役(現任) 2016年6月 当社取締役 2018年4月 当社常務取締役兼執行役員(現任)	—
取締役候補者とした理由 当社入社以来リユースショップ運営部門、開発部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<p>5 再任</p>	<p>おぎのつねひさ 荻野恒久 (1963年4月17日)</p>	<p>1988年9月 英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 1994年3月 マネジメント名古屋入社 1994年9月 公認会計士三宅会計事務所入所 1997年8月 荻野公認会計士事務所開設（現任） 2000年6月 有限会社コンサルティングボックス代表取締役（現任） 2011年10月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役</p>	<p>500株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p>			
<p>会計の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			
<p>6 再任</p>	<p>やすだか 安田加奈 (1969年4月10日)</p>	<p>1993年10月 センチュリー監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年3月 安田会計事務所設立 同所所長（現任） 2004年3月 税理士登録 2009年9月 シンポ株式会社社外監査役（現任） 2010年5月 スギホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 安田会計事務所所長 シンポ株式会社社外監査役 スギホールディングス株式会社社外監査役</p>	<p>1,000株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p>			
<p>会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち、荻野恒久氏及び安田加奈氏は社外取締役候補者であります。
3. 荻野恒久氏及び安田加奈氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荻野恒久氏が6年9ヶ月、安田加奈氏が2年となります。
4. 当社は、荻野恒久氏及び安田加奈氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。荻野恒久氏及び安田加奈氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は次のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 荻野恒久氏及び安田加奈氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社関係会社の取締役並びに当社及び当社関係会社の従業員。

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

1,000個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後6年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

- ② 各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
 - ③ その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時 **2018年6月27日（水曜日）午後2時**
(受付開始 午後1時)

会場 **日本特殊陶業市民会館 ビレッジホール** 愛知県名古屋市中区金山一丁目5番1号

交通

- J R 東海道本線・中央本線「金山駅」下車 北へ徒歩5分
- 名鉄 名鉄名古屋本線「金山駅」下車 北へ徒歩5分
- 地下鉄名城線「金山駅」下車 徒歩3分（地下連絡通路あり）
- 市バス 「金山」下車 北へ徒歩3分



<お願い>

お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。